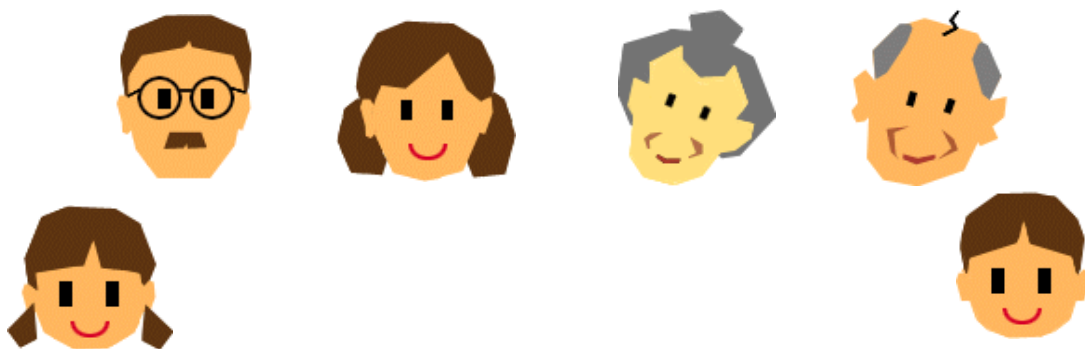


令和2年度 (道営) 住宅入居者募集

応募のてびき

函館圏 (函館市・北斗市・七飯町)



申込みの方法

- 申込書の太線枠内のすべての欄に、漏れがないよう正確に記入押印して下さい。
- 抽選会で仮当選された方は、後日改めて必要書類を提出していただき、入居資格の審査となります。
- 当選倍率の引上げを受ける方は、その事実を証明する書類の添付や道営住宅抽選カードの提示が必要となります。

※資格審査で入居の資格や要件を満たしていないことが分かった場合や入居申込書に偽りの記載などがあった場合には、仮当選の資格が取り消され、入居することはできません。

一般財団法人 函館市住宅都市施設公社

もくじ

募集の概要 2

申込みが出来る方の資格と要件

住宅の型式等による制限 3 ~ 4

収入基準額による制限 5 ~ 8

収入計算表／収入基準・収入分位早見表／年間所得算出表

申込みから結果の公表まで

入居申込書を提出する際の注意事項 9

当選倍率の優遇制度 10

抽選方法／結果の公表 11

仮当選後に提出していただく書類等

仮当選の方・入居を許可された方に提出していただく書類等 12

申込書の記載例と記載方法

申込書の記載例と記載方法 13 ~ 18

その他のお知らせ

犬や猫などのペット飼育は厳禁！ 19

道営住宅駐車場の利用申込み 19

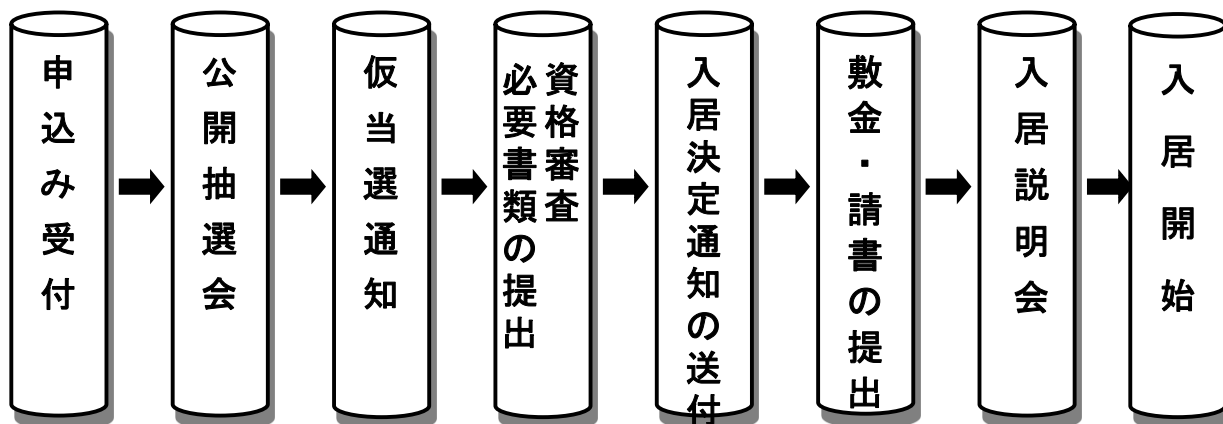
毎年8月には収入申告書の提出 19

道営住宅一覧表

道営住宅位置図

道営住宅一覧表

申込みから入居まで (※入居開始は申込月の翌月の下旬になります)



募集の概要

このてびきは、函館圏に所在する道営住宅の募集に関する内容となっています。

住宅に入居するためには申込みが必要ですが住宅の申込みができる方は、公営住宅法で定められている入居資格を具備している方で、応募が多数の場合は「公開抽選」により入居予定者を決定しています。

公募の時期は6月・8月・10月・12月・3月で、公募のお知らせは市町の広報誌「市政はこだて」、「広報ほくと」、「広報ななえ」、公社ホームページに掲載します。

市町の広報誌には、原則としてそれぞれの市町に所在する道営住宅の公募についてのみ、掲載します。

函館市内の道営住宅募集案内書は、公社窓口、函館市役所のほか、亀田、湯川、銭亀沢、戸井、恵山、楳法華、南茅部の各支所でも配布します。北斗市の道営住宅募集案内書は公社窓口と北斗市役所で、七飯町の道営住宅募集案内書は公社窓口と七飯町役場で配布します。

入居申込みにあたっては、様々な条件等がありますので、このてびきをよく読んでお申込みください。

申込みが出来る場所

申込み受付場所		受付時間
函館市住宅都市施設公社	函館市美原1丁目26番8号 亀田支所2階	午前8時45分～ 午後5時30分
函館市役所 (6月・8月・10月・12月に 開設する公社の臨時窓口)	函館市東雲町4番13号	午前8時45分～ 午後5時00分

※ 函館市役所に開設する臨時窓口の場所、3月公募の申込み受付場所については、下記にお問い合わせください。

(お問い合わせ先:函館市住宅都市施設公社 住宅管理部 電話40-3602・40-3603)

ホームページ <http://www.hakodate-jts-kosya.jp/>

申込みができる方の資格と要件

共通資格要件

次のすべての要件に該当する方です。

1. 北海道内に居住している方、道外からの移住を希望する方。
2. 外国籍の方は外国人登録をされている方。
3. 持家がなく現に住宅に困窮していること。
4. 月額所得が15万8千円以下であること。(一定の要件に該当する世帯は21万4千円以下に緩和されます。5ページの「裁量階層世帯」を参照してください)
5. 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

「一般世帯向け住宅」に申込みできる方

1. 上記の「共通資格要件」に当てはまること。
2. 同居する親族があること。(内縁関係にある方、婚約者を含む)
※ 戸籍上の配偶者がある場合、配偶者と共に入居すること。
※ 婚約中の方は、入居指定日から3ヶ月以内に入籍し、同居できること。
3. 単身の方の申込みについては、窓口にてお問い合わせください。

「特定目的住宅」に申込みできる方

特定目的住宅は、上記の「共通資格要件」を満たし、かつ以下の住宅の要件に当てはまること。

1. 高齢者等世帯向け住宅

次のいずれかに該当すること。

- ① 入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の方又は18歳未満の方であること。
- ② 入居者又は同居者のいずれかが60歳以上の方であり、かつ、同居者が入居者の配偶者のみであること又は同居者が入居者の配偶者及び18歳未満の方のみであること。
- ③ 入居者又は同居者に障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が、次のいずれかに該当すること。身体障害1～4級。精神障害1又は2級。知的障害A又はB判定。
- ④ 入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が、国土交通省令で定める程度の方がいること。

2. 母子世帯及び父子世帯向け住宅

入居者が次のいずれかに該当し、かつ、同居者に現に扶養している20歳未満の子がいること。

- ① 寡婦。
- ② 配偶者と死別し、又は離別した男子であって現に婚姻していない方。

- ③ 配偶者の生死が明らかでない男子。
- ④ 配偶者から遺棄されている男子。
- ⑤ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子。
- ⑥ 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、かつ、長期にわたって入院している男子。
- ⑦ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子。
- ⑧ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの。

3. 大家族世帯向け住宅

同居者が4名以上いること又は18歳未満の同居者が3名以上いること。

4. 小学生以下同居世帯向け住宅

同居者に小学校就学の始期に達するまでの方又は小学校に在学する方がいること。

5. 多子世帯向け住宅

18歳未満の同居者が3名以上いること。

6. 新婚世帯向け住宅

入居者及び同居者であるその配偶者(婚約の予約者を含む。)の年齢の合計が70歳であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していないこと。

7. 転入世帯向け住宅

入居者又は同居者に道内の他の市町村から転入する方がいること。

8. 移住世帯向け住宅

入居者又は同居者に道外から移住する方がいること。

9. 東日本大震災避難世帯向け住宅

入居者又は同居者に東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう)の影響により道内へ避難している方がいること。

10. その他の特定目的住宅

上記1.~7.に掲げる要件に準ずると知事が認めるもの。



「子育て世帯向け住宅」に申込みできる方

子育て世帯向け住宅は、前頁の「共通資格要件」を満たし、かつ現に同居又は同居しようとする親族のうち、1人以上が小学校就学前であることが申込みの要件となります。

※ 但し、同居又は同居しようとする小学校就学前の子どもが、中学校に就学する年の3月31日までが入居期限となります。

月額所得とは？ 収入基準額による制限

道営住宅に入居申込みする方は、「直近年の控除後の平均月収額が15万8千円以下」でなければ申込みできません。控除後の平均月収額は次ページの「収入計算表」で計算します。

1 収入基準

道営住宅に入居を申込みの場合は、国が定めた月収額が15万8千円以下であることが必要です。月収額は入居しようとする世帯全員の年間所得の合計から、当てはまる控除項目の金額をすべて差し引いた額を12ヶ月で割ることにより得られます。

※ 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者が入居を申込みの場合は、上記とは月収額の計算方法が異なる場合があります。詳細は公社にお問い合わせください。

裁量階層世帯

次に掲げる世帯は、国が定めた月収額が21万4千円以下であれば申込み出来ます。

- ① 入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障がいのある方がいる世帯。
 - 身体障害：身体障害者手帳「1級から4級まで」の交付を受けた方
 - 精神障害：精神障害者保健福祉手帳「1級又は2級」の交付を受けた方
 - 知的障害：重度又は中度の知的障がいのある方と判定された方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が建設省令で定める程度の方がいる世帯。
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- ④ 海外から日本に引き揚げた後、5年を経過していない方。
- ⑤ 入居者本人が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯。
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等がいる世帯。
- ⑦ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯又は小学校に在学する方がいる世帯。
- ⑧ 同居者に18歳未満の方が3人以上いる世帯。
- ⑨ 入居者及び同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出から2年を経過していない世帯。
- ⑩ 当初の入居者又は同居する者に道外から移住した方がいて、入居指定日から3年を経過していない世帯。

2 収入分位

	月収額(円)	収入分位
一般階層	0 ~104,000	1
	104,001~123,000	2
	123,001~139,000	3
	139,001~158,000	4
裁量階層	158,001~186,000	5
	186,001~214,000	6

道営住宅入居申込みの際、非課税所得となるもの

- 雇用保険金 ● 労災保険金 ● 休業補償費
- 障害年金 ● 遺族年金(恩給)
- 生活保護による扶助費

収入計算表

控除金額の計算表

控除名	控除の内容	計算の方法
a 親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び別居の扶養親族	380,000 × () 人 =
b 寡婦(夫)控除	所得が500万円以下の寡婦(夫)の方	270,000 × () 人 = 所得が27万円未満のときはその金額
c 老人配偶者控除 老人扶養者控除	70歳以上の扶養親族又は控除対象配偶者	100,000 × () 人 =
d 障害者控除	障がいのある方がいる場合(3級～6級)	270,000 × () 人 =
e 特別障害者控除	重度の障がいのある方がいる場合(1級～2級)	400,000 × () 人 =
f 特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢が16歳以上23歳未満の方がいる場合	250,000 × () 人 =

月収額の計算

1. 所得

総収入金額		控除後の所得	
(1) 本人	_____ 円	...	_____ 円
(2) 同居親族(A)	_____ 円	...	_____ 円
(3) 同居親族(B)	_____ 円	...	_____ 円
			計 円 ... ①

2. 控除

(1) 同居親族	38万円 × _____ 人 = _____ 円
(2) 別居の扶養親族	38万円 × _____ 人 = _____ 円
(3) 老人扶養(満70歳以上)	10万円 × _____ 人 = _____ 円
(4) 特定扶養(16歳以上23歳未満)	25万円 × _____ 人 = _____ 円
(5) 障害者(3級～6級)	27万円 × _____ 人 = _____ 円
(6) 特別障害者(1級・2級)	40万円 × _____ 人 = _____ 円
(7) 寡婦(夫)	27万円 × _____ 人 = _____ 円 所得27万円未満の時はその金額
計 円 ... ②	

3. 月収額の算定

① _____ 円	-	② _____ 円	=	_____ 円
12ヶ月				

申込み時点で収入基準を超える収入のある方は入居資格がありません。

収入基準・収入分位早見表

1. 給与所得者の場合

申込家族の中で、**給与所得者** が1人だけのときの年間総収入金額

階層	収入分位	月額所得額 (収入基準額) (円)	申込家族数(別居の扶養親族を含む) による年間総収入金額(円)						
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	
入居収入基準	一般階層	1	0 \$ 104,000	0 \$ 2,043,999	0 \$ 2,583,999	0 \$ 3,127,999	0 \$ 3,663,999	0 \$ 4,135,999	0 \$ 4,611,999
		2	104,001 \$ 123,000	2,044,000 \$ 2,367,999	2,584,000 \$ 2,911,999	3,128,000 \$ 3,451,999	3,664,000 \$ 3,947,999	4,136,000 \$ 4,423,999	4,612,000 \$ 4,895,999
		3	123,001 \$ 139,000	2,368,000 \$ 2,643,999	2,912,000 \$ 3,183,999	3,452,000 \$ 3,711,999	3,948,000 \$ 4,187,999	4,424,000 \$ 4,663,999	4,896,000 \$ 5,135,999
		4	139,001 \$ 158,000	2,644,000 \$ 2,967,999	3,184,000 \$ 3,511,999	3,712,000 \$ 3,995,999	4,188,000 \$ 4,471,999	4,664,000 \$ 4,947,999	5,136,000 \$ 5,423,999
	裁量階層	5	158,001 \$ 186,000	2,968,000 \$ 3,447,999	3,512,000 \$ 3,943,999	3,996,000 \$ 4,415,999	4,472,000 \$ 4,891,999	4,948,000 \$ 5,367,999	5,424,000 \$ 5,843,999
		6	186,001 \$ 214,000	3,448,000 \$ 3,887,999	3,944,000 \$ 4,363,999	4,416,000 \$ 4,835,999	4,892,000 \$ 5,311,999	5,368,000 \$ 5,787,999	5,844,000 \$ 6,263,999

※注 所得者が2人以上いたり、特別控除の項目に該当する方がいる場合はこの表は該当しません。8ページを参照してください。

裁量階層の説明は5ページをご覧ください。

2. 事業所得者の場合

申込家族の中で、**事業所得者** が1人だけのときの年間総所得金額

階層	収入分位	月額所得額 (収入基準額) (円)	申込家族数(別居の扶養親族を含む) による年間総所得金額(円)						
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	
入居収入基準	一般階層	1	0 \$ 104,000	0 \$ 1,248,011	0 \$ 1,628,011	0 \$ 2,008,011	0 \$ 2,388,011	0 \$ 2,768,011	0 \$ 3,148,011
		2	104,001 \$ 123,000	1,248,012 \$ 1,476,011	1,628,012 \$ 1,856,011	2,008,012 \$ 2,236,011	2,388,012 \$ 2,616,011	2,768,012 \$ 2,996,011	3,148,012 \$ 3,376,011
		3	123,001 \$ 139,000	1,476,012 \$ 1,668,011	1,856,012 \$ 2,048,011	2,236,012 \$ 2,428,011	2,616,012 \$ 2,808,011	2,996,012 \$ 3,188,011	3,376,012 \$ 3,568,011
		4	139,001 \$ 158,000	1,668,012 \$ 1,896,011	2,048,012 \$ 2,276,011	2,428,012 \$ 2,656,011	2,808,012 \$ 3,036,011	3,188,012 \$ 3,416,011	3,568,012 \$ 3,796,011
	裁量階層	5	158,001 \$ 186,000	1,896,012 \$ 2,232,011	2,276,012 \$ 2,612,011	2,656,012 \$ 2,992,011	3,036,012 \$ 3,372,011	3,416,012 \$ 3,752,011	3,796,012 \$ 4,132,011
		6	186,001 \$ 214,000	2,232,012 \$ 2,568,011	2,612,012 \$ 2,948,011	2,992,012 \$ 3,328,011	3,372,012 \$ 3,708,011	3,752,012 \$ 4,088,011	4,132,012 \$ 4,468,011

3. 年金所得者の場合 申込家族の中で、**年金所得者** が1人だけのときの年間総収入金額

対象となる年金

厚生年金、国民年金、恩給などの年金で所得税が課税されるものが対象となります。

	階層	収入分位	月額所得額 (収入基準額) (円)	申込家族数(別居の扶養親族を含む) による年間総収入金額(円)				
				1人	2人	3人	4人	5人
65歳以上	入居収入基準	1	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,448,011	2,828,011	3,208,011	3,684,015	4,180,014
		2	104,001	2,448,012	2,828,012	3,208,012	3,684,016	4,180,015
			123,000	2,676,011	3,056,011	3,481,349	3,988,015	4,448,249
		3	123,001	2,676,012	3,056,012	3,481,350	3,988,016	4,448,250
			139,000	2,868,011	3,248,011	3,737,349	4,227,072	4,674,131
	4	139,001	2,868,012	3,248,012	3,737,350	4,227,073	4,674,132	
		158,000	3,096,011	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	
	裁量階層	5	158,001	3,096,012	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368
			186,000	3,476,015	3,982,682	4,443,543	4,890,602	5,337,661
		6	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662
			214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955
65歳未満		入居収入基準	1	0	0	0	0	0
				104,000	2,164,015	2,670,682	3,177,349	3,684,015
	2		104,001	2,164,016	2,670,683	3,177,350	3,684,016	4,180,015
			123,000	2,468,015	2,974,682	3,481,349	3,988,015	4,448,249
	3		123,001	2,468,016	2,974,683	3,481,350	3,988,016	4,448,250
			139,000	2,724,015	3,230,682	3,737,349	4,227,072	4,674,131
	4	139,001	2,724,016	3,230,683	3,737,350	4,227,073	4,674,132	
		158,000	3,028,015	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	
	裁量階層	5	158,001	3,028,016	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368
			186,000	3,476,015	3,982,682	4,443,543	4,890,602	5,337,661
		6	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662
			214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955

※平成17年1月1日から老年者控除が廃止されました。

申込家族の中で2人以上の収入がある場合

年間所得算出表

給与所得者が2人以上いる場合

給与所得者1人ずつの年間所得金額算出表

年金の年間所得金額算出表

年間総収入金額(円)	所得の計算方法
0～ 650,999	所得は0
651,000～1,618,999	(総収入金額)-650,000円=
1,619,000～1,619,999	969,000円
1,620,000～1,621,999	970,000円
1,622,000～1,623,999	972,000円
1,624,000～1,627,999	974,000円
1,628,000～1,799,999	(端数整理後の総収入金額)×0.6
1,800,000～3,599,999	(端数整理後の総収入金額)×0.7-180,000
3,600,000～6,599,999	(端数整理後の総収入金額)×0.8-540,000
6,600,000～9,999,999	(総収入金額)×0.9-1,200,000
10,000,000～	(総収入金額)×0.95-1,700,000

受給者の年齢	公的年金等の年間税込総受給額(円)	所得の計算方法
65歳以上の方	0～1,200,000	所得は0
	1,200,001～3,299,999	(年金の総収入額)-1,200,000円=
	3,300,000～4,099,999	(年金の総収入額)×0.75-375,000円=
	4,100,000～7,699,999	(年金の総収入額)×0.85-785,000円=
65歳未満の方	0～700,000	所得は0
	700,001～1,299,999	(年金の総収入額)-700,000円=
	1,300,000～4,099,999	(年金の総収入額)×0.75-375,000円=
	4,100,000～7,699,999	(年金の総収入額)×0.85-785,000円=

※端数金額は1,000円単位で、4で割り切れる額を総収入金額とする。

申込みから結果の公表まで

入居申込書を提出する際の注意事項

1. 申込書および届出書の太線枠内のすべての欄に、漏れがないよう正確に記入してください。
2. 申込み後は記載内容の変更はできません。
申し込まれる方は、別紙の『募集住宅の案内』で入居希望の団地名および住宅型式(2DK, 3LDKなど)を十分に検討された上でお申込みください。
3. 仮当選後の資格審査で、資格要件を満たしていないことが分かった場合、又、申込書の内容に偽りの記入が認められた場合は、仮当選の資格は取り消されますのでご注意ください。
4. 入居申込みは、「1世帯につき1戸」に限ります。
1世帯で2戸以上の申込みがあった場合、申込者が他の申込者の同居者になっている場合など、不正が判明したときも申込みに係わるすべての資格が取り消されます。
5. 募集戸数を超える申込みがあった場合は、公開抽選会で「仮当選者」および「補欠者」を選びます。
6. 「仮当選者」には、入居資格を審査するために必要な書類を持参のうえ、提出していただきます。
提出していただく書類は「仮当選通知書」を郵送する際にお知らせしますので、提出された申込書の記入内容を正確に証明できる書類をご用意ください。
※落選した方への通知はいたしません。
7. 同区分の団地で複数の戸数を募集したときは、公開抽選で仮当選した順に住戸を選んでいただきます。
8. 「補欠者」は、「仮当選者」が取消し又は辞退した場合のみ、補欠登録順に連絡し、入居資格を審査します。
9. 郵送による申込みについて
入居申込みにあたっては、原則持参受付としておりますが、遠隔地に居住している場合や入院等により持参することが困難な事情がある場合は、郵送による申込みを受け付けます。
詳細はお問い合わせください。

● 入居者の選考は公開抽選により行いますので、必ず入居できるものではありません。 ●

当 選 倍 率 の 優 遇 制 度

連続落選している方や下記の表に該当する方は、公開抽選における当選倍率が優遇されます。

区 分	該 当 す る 方（詳細は公社にお問い合わせください）
高齢者	入居者および同居者が60歳以上の方
海外引揚者	海外から日本に引き揚げて5年を経過しない方
障がい者	身体障害1～4級、精神障害1・2級、知的障害A・B判定など
母子(父子)世帯	扶養する20歳未満の子と同居する寡婦(寡夫)
子育て世帯	小学校就学前の子又は小学校に在学する子と同居する方
大家族世帯	同居者が4名以上、又は18歳未満の同居者が3名以上の方
DV被害者	配偶者暴力防止等法に規定する被害者
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者
新婚世帯	配偶者と現に同居し、又は同居しようとする方で、その配偶者及び入居申込者の年齢の合計が70歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日から2年を経過していない方
転入世帯	道内の他の市町村から転入しようとする者、又は道内の他の市町村から転入しようとする者と同居しようとする者
移住世帯	道外から移住しようとする者、又は道外から移住する者と同居しようとする者
「子ども・被災者支援法」の支援対象避難者	平成23年3月11日時点で、福島県中通り及び浜通り(避難指示区域を除く)に居住していた方

● 当選倍率の引上げ方法

1. 対象となる方は抽選番号を1口付与することとします。
2. 対象となる方が同時に2以上の区分に該当する場合は、それぞれの区分ごとに抽選番号を1口ずつ付与します。
3. 当選倍率の引上げについては、前年度までの落選回数に応じ、落選年数1年につき抽選番号を1口ずつ付与します。
 例 連続落選2年目の方 …… 抽選番号(1口)に加えて、抽選番号を1口付与
 連続落選3年目の方 …… 抽選番号(1口)に加えて、抽選番号を2口付与
 連続落選4年目の方 …… 抽選番号(1口)に加えて、抽選番号を3口付与
4. 各年度内において一度も入居申込みがなかった場合は、それまでの連続落選年数は清算され、初めて入居を申込み方と同様の扱いとなります。
5. 公開抽選の仮当選者が入居を辞退した場合は、それまでの連続落選年数は清算され、初めて入居を申込み方と同様の扱いとなります。入居補欠者のうち、仮当選者の入居辞退により入居者として決定されようとする方が入居を辞退した場合も同様となります。
6. 特定目的住宅(高齢者等世帯向け住宅など)、子育て世帯向け住宅へ申込み方の優遇は、連続落選年数による優遇のみを適用します。

● 当選倍率の引上げを受ける方は、その事実を証明できる書類の添付や「北海道営住宅抽選カード」の提出が必要です。 ●

抽選方法と結果の公表

抽 選 方 法

抽選はコンピューターで行います。公開抽選会場から希望者1名に抽選ボタンを押していただき、仮当選者を決定します。募集は、住宅種別、団地および型式別にまとめて行いますので、その区分ごとに抽選します。

(事例1) 募集戸数1戸に対して7名が応募した場合、7名に交付した抽選番号を申込み年度数など優遇措置を受け増加された数だけコンピューターに入力し抽選します。

Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん	応募者7名
1 1	2 2	3 3 3	4	5 5	6 6	7 7	抽選番号 20個
	2 2	3 3			6 6		

抽選結果「6」の数字が出た場合、「Fさん」が仮当選となります。
補欠者については、仮当選番号「6」の次の番号を持っている「Gさん」を補欠登録1位、「Aさん」を補欠登録2位と順に全員補欠者として登録します。

(事例2) 募集戸数3戸に対して7名が応募した場合、7名に交付した抽選番号を申込み年度数など優遇措置を受け増加された数だけコンピューターに入力し抽選します。

Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん	応募者7名
1 1	2 2	3 3 3	4	5 5	6 6	7 7	抽選番号 20個
	2 2	3 3			6 6		

1回目の抽選の結果「3」の数字が出た場合、「Cさん」が仮当選です。
2回目の抽選の結果「7」の数字が出た場合、「Gさん」が仮当選です。
3回目の抽選の結果「1」の数字が出た場合、「Aさん」が仮当選です。

補欠者については補欠登録1位は、「Cさん」の次の番号を持っている「Dさん」
補欠登録2位は、「Gさん」の次の番号を持っている「Bさん」
補欠登録3位は、「Aさん」の次の番号を持っている「Eさん」
補欠登録4位は、「Cさん」の次の次の番号を持っている「Fさん」
と順に全員補欠者として登録します。

結果の公表

公開抽選終了後、公社および函館市役所・亀田支所において、掲示してお知らせします。

北斗市の道営住宅については公社および北斗市役所、七飯町の道営住宅については公社および七飯町役場において掲示してお知らせします。函館市役所では北斗市および七飯町の道営住宅については、掲示しません。

仮当選者にはその旨を通知いたします。

※ 抽選結果は、抽選の翌日から公社ホームページでもご覧になれます。

抽選結果の電話による
問い合わせには応じておりません。

公社では、聞き間違いなどトラブル防止のため、抽選結果の電話による照会には応じておりません。ご了承ください。

仮当選後に提出していただく書類等

仮当選者に提出していただく書類等

「仮当選者」に提出していただく書類等は、「仮当選通知書」を郵送する際に文書でお知らせします。審査の結果、入居の資格や要件を満たしていないことが分かった場合、暴力団員であることが判明した場合、又、入居申込書に偽りの記載などがあった場合には、仮当選の資格が取り消され、入居することができなくなります。「補欠者」には、「仮当選者」が辞退もしくは取り消しになった場合に限り、随時お知らせします。

1. 入居者に関する書類	世帯全員の「住民票」
2. 給与所得者および事業所得者の収入金額に関する書類	(1)源泉徴収票 (2)所得証明書 (3)給与支払証明書 (4)事業所得に関する申告書(控え)
3. 公的年金受給者の収入金額に関する書類 ※右のいずれかの書類	(1)公的年金に係る「源泉徴収票」 (2)直近年度における「年金改定通知書」 (3)年金振込通知書
4. その他の特別な事情等がある方の書類	
●婚約者に関する書類	婚約証明書
●内縁関係に関する書類	内縁関係にあることを証明できる住民票
●障がい等がある方に関する書類	(1)身体障害者手帳 (2)療育手帳 (3)精神障害者保健福祉手帳
●退職または失業に関する書類	(1)退職証明書 (2)離職票または雇用保険受給者証の写し
●外国人または留学生に関する書類	(1)外国人登録済通知書 (2)在学証明書 (3)収入に関する証明書 (4)奨学金の受給に関する証明書
●母子・父子家庭に関する書類	戸籍謄本
●生活保護受給に関する書類	生活保護受給証明書
5. その他、必要に応じて提出をお願いする書類	

入居が決定した方に提出していただく書類等

入居資格審査に合格し、入居決定を受けた方に提出していただく書類等は、文書によってお知らせします。

1. 保証人に関する書類	2. 敷金に関する書類
(1)北海道営住宅入居請書 (2)連帯保証人の印鑑登録証明書 (3)連帯保証人資格申出書	敷金の支払領収書 ※月額家賃の2ヶ月分に相当する金額

入居申込書の記載例 表面

ボールペンなど消えない筆記具で記入してください。鉛筆は不可。

別記第1号様式(第6条関係)

(表)

注 太枠の部分に記入してください。

この「申込書」は折り曲げないでください。

住所は住居の表示番号やアパート名などできるだけ詳しく記入してください。

氏名にはかならずふりがなを。

この欄に記入された同居者以外は入居することができません。

申込者の扶養となっている同居していない親族を記載。

入居希望団地は変更できませんので記入前には十分に検討して決めてください。

この欄は「公社処理欄」ですので記載しないでください。

北海道営住宅				
申	現住所	〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 公社マンション301号室		
込	本籍	函館市美原1丁目26番		
者	電話	(自宅) 0138-40-7△△△	(携帯)	090-
道 営 住 宅 に 入 居 す る 者 等	ふりがな	氏名	続柄	生年月日
	はこだてたろう	函館太郎	本人	昭和54・10・7
	はこだてはなこ	函館花子	妻	昭和57・1・15
	はこだてじろう	函館次郎	子	平成19・11・22
	はこだてさきこ	函館咲子	子	平成21・7・7
	はこだてはな	函館ハナ	母	昭和26・5・10
				・ ・
希望の団地等	区分	F	団地名	大川町団地
	備考		障害者手帳等	有 ()

〈収入計算表〉

1 所得	=	=	=
			所得合計
2 控除額			
同居・扶養控除額	380,000 円 ×	人 =	
老人扶養控除額	100,000 円 ×	人 =	
特定扶養控除額	250,000 円 ×	人 =	
障害者控除額	270,000 円 ×	人 =	
特別障害者控除額	400,000 円 ×	人 =	
寡婦(夫)控除額	円 ×	人 =	
			控除額合計

氏名にはかならずふりがなを。

抽選番号 × (口)
 落選年数(年) + 加算()

入居申込書

ふりがな はこ だて た ろう

氏名 函館太郎

(勤務先)
 -1234-△△△△ 0138-50-9△△△

申込者名を記入してください。

勤務先(職場)の
 電話番号を忘れずに。

年齢	収入の種類	勤務先及び年金の種類等	勤続年数	年間収入
39	給年金 与業 事その他	(株)公社設備	17	350万円
37	給年金 与業 事その他	無		0
11	給年金 与業 事その他	小学6年生		0
9	給年金 与業 事その他	小学4年生		0
68				
	間取り	3LDK	階数	85-123
)・無	生活保護の受給	有・無	

年間収入を記入。
 給与所得者は勤務先から支払われた全額、
 事業所得者は税務署で決定された所得金額を記入。

該当する種類に○印を。

年齢は満年齢で。

該当するほうに○印を。

該当する方の氏名・手帳の種類・級を記入。

3 公営住宅法に定める収入月額

所得金額 : _____
 — 控除金額 : _____
 収入年額 : _____

収入月額 :

4 令和 年度入居収入基準 _____ 円

5 入居収入基準 適合・不適合

審査者名 :

入居申込書の記載方法(表面)

「申込者」の欄

1. 「現住所」…申込み時点で申込書が居住している住所。
2. 「本籍地」…申込み時点の申込者の本籍地。
3. 「氏名」…「ふりがな」を忘れずに記入してください。
4. 「電話」…「自宅」「携帯」「勤務先」など、申込者とかならず連絡がとれる電話番号をお書きください。

「道営住宅に入居する者等」の欄

1. 「入居者の氏名」…「申込者」の氏名に同じ。

2. 「同居する親族」

申込者と同居することが確実な方を全員記載してください。この欄に記載されていない方は入居することができません。

3. 「別居扶養親族」…申込み時点で、申込者が扶養している別居中のすべての親族を記入してください。

4. 「続柄」…申込者からみて「妻・子・祖母」などと記入してください。

- (1) 結婚予定の方が入居を申し込まれる場合は、続柄の欄に婚約者と記入してください。

入居指定日より3ヶ月以内に「入籍」することが絶対条件で、仮当選後に「婚約証明書」を提出していただきます。

- (2) 内縁関係にある方が入居を申し込まれる場合は、続柄の欄に内縁と記入してください。

仮当選後に、申込者および同居者双方の「住民票」を提出し、内縁関係にあることを証明していただきます。

長年にわたって内縁関係にある方でも、住民票で証明できない場合は同居者としての申込みはできません。

5. 「生年月日」…「明治・大正・昭和・平成・令和」など年号と、生年月日を記入してください。

6. 「年齢」…申込み時点での「満年齢」を記入してください。

7. 「年間収入」

- (1) 前年1月から12月までの間に支払いを受けた年間合計金額を記載。申込者および同居者すべての方の収入金額を正確に記入してください。給与所得者の場合は源泉徴収票の「支払金額」の欄と一致し、事業所得を得ている場合は、税務署が受理した直近年の「所得税確定申告書」所得金額と一致することになります。

(年度途中から給与所得や事業所得等を得ている方は、窓口にお問い合わせください。)

- (2) 「所得の種類」は次のようなものがあります。

- 給与所得(給料、賞与など) ● 事業所得 ● 雑所得(公的年金など)
- 配当所得(利益配当金、投資信託の利益の分配金など)
- 一時所得(生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金など)

● 「希望の団地等」の欄

1. 「区分・団地名」……道営住宅入居募集の案内を十分に検討した上で記入してください。
区分は、団地名の左欄のアルファベット(A、B…)を記入してください。
2. 「間取り」……「2DK・3DK・3LDK」などの型式を記入してください。4LDKの場合はお申込みできる家族の人数に制限があります。

● 「障害者手帳等」の欄

障害者手帳等の交付の有・無に○印をご記入ください。

「有」に印をつけた場合は該当なさる方の氏名・手帳の種類・級などをご記入ください。

● 「生活保護の受給」の欄

「有・無」どちらかに○印をご記入ください。

● 「収入計算表」の欄

当社が収入基準額の審査判定の際に使用する欄ですので、申込者はいっさい記入しないでください。

入居申込書の記載例 裏面

該当する番号すべてに○印を付けてください。
いくつ○印を付けても構いません。

(裏)

次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○をつけてください。

住宅の困窮状況

- 1 現在住宅以外の建物又は場所に居住している。
- 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
- 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便がある。
- 4 住宅がないため、親族と同居することができない。
- 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状況にある。
- 6 自己の責めによらない理由で、家主、貸し主などから立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。
- 7 住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
- ⑧ 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
- 9 その他(具体的にお書きください。)

上記項目に該当しない場合はここに記載。

該当する番号に○印を。

現在居住している住宅の種類

① 民間アパート・賃貸マンション・借家 2 寮 3 借間・下宿

4 都市再生機構・公社住宅 5 社宅 6 公営住宅

7 その他()

現在の住宅の状況

現在居住している住宅の間取り
3LDK

現在居住している住宅の家賃等
75,000 ●

月額家賃を記載。

現在居住している世帯構成
4名(本人、妻、子供2人)

この申込みについては、次のことを誓約します。

- 1 この申込書に記入した事項はすべて事実と相違ありません。
- 2 この申請書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消しを受けても異議を申し立てしません。
- 3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を絶しません。
- 4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

令和

北海道渡島総合振興局長 様

申込者氏名 函館 太郎 印

この申込書を提出した年月日を記載。

調査・確認事項

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	



かならず申込者の印鑑を押印。

入居申込書の記載方法(裏面)

● 「住宅の困窮状況」の欄

1. 申込者および同居者に、自宅所有者がいる場合は入居申込みは出来ません。
2. 「困窮状況」は8項目の事例を掲げています。該当する番号に○印を付けてください。
掲げた事例以外に家庭事情等がある場合は、「9. その他」の空欄を使って具体的に記入してください。

● 「現在の住宅の状況」の欄

1. 「現在居住している住宅の種類」…該当する番号に○印を付けてください。
2. 「現在居住している住宅の間取り」
1DK・2DK・3DK…など、簡単に記入してください。
3. 「現在居住している住宅の家賃等」
現在、お支払いになっている家賃の「月額」を記載してください。
4. 「現在居住している世帯構成」
「本人(申込者)」「妻(配偶者)」「子」「祖母」など、申込者から見た続柄を記載してください。

●「入居申込書の記載方法」を参考に、記載もれがないよう「正しく、詳細に」記載してください。

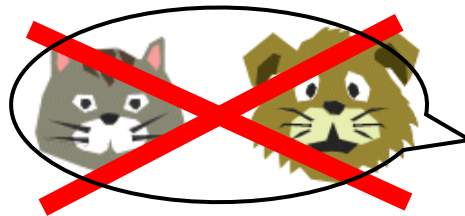
●仮当選後の資格審査で、「入居申込書」に虚偽の記載があった場合は仮当選の資格が取り消されます。

その他のお知らせ

● 犬や猫などのペットの飼育は厳禁します！

犬や猫等「ペット類」を道営住宅で飼育することは屋内、屋外ともに厳禁します。

現在ペットを飼っている方は手離していただくことが入居の絶対条件となります。



厳禁します！

● 道営住宅駐車場の利用申込み

1. 「1世帯につき1区画」の申込みです。
2. 駐車可能な車両の大きさは「長さ480センチ・幅180センチ」以内に限りです。
3. 駐車区画が利用できる車両は自家用車に限りです。
4. 駐車場の利用申込みができる方は「道営住宅管理台帳」に登載されている入居者に限定され、かつ常時運転する人に限りです。
5. 駐車場は、それぞれ団地の敷地条件の違いから、希望者全員がかならず利用できるとは限りません。



● 毎年8月には「収入申告書」の提出が必要です

入居後の家賃は「収入申告書」を提出していただき、入居者全員の収入と住宅の規模や立地条件などを勘案して、毎年度改定します。

1. 入居後の家賃は4月から翌年3月までを1会計として、毎年度改定されます。
2. 毎年7月末(予定)に「収入申告書」用紙をお届けしますので、かならず申告してください。提出期日は毎年度の用紙をお届けする際に同封の通知文書でお知らせします。
3. 家賃は入居者のうち所得がある方全員の収入額と、住宅の規模や立地条件などを総合的に勘案して決定します。
4. 入居後に、入居している家族に異動・増減(出生・転出・死亡など)があった場合、又、収入のある方に変更があった場合には、その事実をすみやかにお届けください。家賃が増減する場合があります。
5. 年金収入のみで生活されている方など、年間を通じて収入に変動がない場合でも「収入申告書」は、かならず提出しなければなりません。

「収入申告書」を提出されない場合は、近傍同種の家賃(民間市場家賃に準じた高額家賃)がかかることとなりますので、くれぐれもご注意ください。

東日本大震災により道内に避難中の皆様へ

● 東日本大震災避難世帯向け住宅及び東日本大震災避難単身者向け住宅の応募について

◆ 入居者資格

(1) 東日本大震災避難世帯向け住宅

入居者又は同居者に東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう)の影響により道内へ避難している者がいること。

(2) 東日本大震災避難単身者向け住宅

東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう)の影響により道内へ避難している者で、かつ、現に同居し又は同居しようとする者がいないこと。

※ 東日本大震災により福島県から避難中の方(福島復興再生特別措置法に定める居住制限者、子ども被災者支援法に定める支援対策地域からの避難者)については、住宅困窮要件及び収入要件などが緩和される場合があります。

くわしくは、公社窓口でお問い合わせください。

◆ 振替措置について

現在、東日本大震災により道営住宅にお住まい(無償供与中)の方で、「東日本大震災避難世帯向け住宅」または「一般世帯向け住宅」に申込み、当選した場合、現在の道営住宅に引き続き入居を希望される方については、入居する権利を現在お住まいの道営住宅に振り替えることができます。(ただし、現在お住まいの道営住宅と同一市町村の入居者募集に申し込んだ場合に限りです。)

なお、家賃および駐車場使用料は、入居が許可された日から発生します。

ご不明な点がございましたら、公社窓口でお問い合わせください。

◆ 公営住宅引越補助について

東日本大震災により道内に避難し、平成29年3月末で応急仮設住宅の無償供与が終了した方が道営住宅に当選し、現在お住まいの住宅から転居した場合、引越補助を受けることができます。

くわしくは下記へお問い合わせください。

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

電話:011-204-5800

道 営 住 宅 一 覧 表 (R2年度)

函館市

団地名	建築年	構造・規模	居室の概ねの広さ(畳)				家賃(円)	浴	駐	エレベータ	単
田家町 (田家町10番)	H6 【11号棟】	10階建 2LDK	15	6	6		21,300~45,000	有*1	有	有	
		10階建 3LDK	15	6	6	4.5	24,700~50,300				
		10階建 4LDK	15	6	4.5	4.5	27,000~53,100				
	H8 【12号棟】	9階建 2LDK	13	6	6		23,300~48,300				
		9階建 3LDK	13	6	6	4.5	25,500~54,500				
		9階建 4LDK	13	6	5	4.5	28,900~56,800				
H10 【13号棟】	10階建 2LDK	10	6	5		23,800~49,000					
	10階建 3LDK	10	6	6	5	27,500~56,300					
谷地頭町 (谷地頭町2番)	H14 【1~3号棟】	2階建 2DK	9.5	6	4.5		19,400~38,200	有	有	無	
		2階建 2LDK	16	6	5		23,400~46,000				
		2階建 3LDK	16	6	5	5	26,900~52,900				
	H15 【4~6号棟】	平屋建 2LDK	10	6	5		22,300~43,900				
平屋建 3LDK		10	6	5	4.4	26,300~51,600					
日吉町A (日吉町1番)	S38 【17号棟】 (住戸改善S62)	3階建 K	6	6	4.5	4.5	14,400~28,200	リース	無	無	
			8	6	4.5	4.5	16,200~31,800				
		S40(S63),41(H1) 【27・33号棟】	8	6	5	4.5	17,600~35,100				
			S39(H2),42(H3) 【26・43号棟】	11.5	6	6	4.5				
	H30 【1号棟】	2階建 2DK		7	7	5					
		2階建 2LDK	12	7	6		22,700~44,500				
2階建 3LDK	14	7	7	6	28,000~54,900						
上湯川B (上湯川町21番)	H6~8	3階建 2LDK	10	6	5		20,300~41,800	有*1	有	無	
		3階建 3LDK	10	6	6	5.5	24,400~52,700				
弥生町 (弥生町19番)	H16	3階建 2DK	9.5	6.5	4.5		21,200~42,000	有	有	無	
		3階建 2LDK	11	6.5	5.8		24,900~49,300				
		3階建 3LDK	9	6.6	6	5.4	30,400~60,000				
船見町 (船見町2番)	H19	4階建 2DK	6.5	6.5	4		17,600~34,500	有*1	有	有	○
		4階建 2LDK	9	6.5	4.5		21,100~41,500				
		4階建 3LDK	9	6.5	6.5	4.5	25,900~50,800				
東川町 (東川町1番)	S50	7階建 2DK	9	4.5	4		17,200~35,700	有*1	無	有	○
		7階建 3LDK	12.5	8	8	5.5	27,200~53,600				
*旭岡 (西旭岡町1丁目・2丁目)	S52~54	4階建 3DK	8	6	6	4.5	15,600~33,300	有*1	有	無	
	S56,59	4階建 3LDK	8	6	6	4.5	18,100~39,200				
愛宕 (弥生町6番)	S53	7階建 2DK	9	6	6		16,600~32,600	有	無	有	
駒場町 (駒場町10番)	S55	7階建 3DK	6	6	6	4.5	18,100~35,500	有	有	有	
柳町 (柳町5番)	S57	5階建 2LDK	8.5	7	6		18,700~37,100	リース	有	無	
		5階建 3LDK	7.5	6	6	6	20,900~41,600				
*大川町 (大川町1番)	S59,61	7~8階 2LDK	8.5	6	5.5		18,400~41,700	有*1	有	有	
		S59	7階建 3DK	6	6	5.5	4.5				
	S58~61	7~8階 3LDK	8	6	6	5	23,100~50,200				
		4~5階 3LDK	8	6	4.5	4.5	19,300~50,200				
4~5階 4LDK	9	5	5	4.5	4	22,200~45,100					

団地名	建築年	構造・規模	居室の概ねの広さ(畳)				家賃(円)	浴	駐	エレベータ	単
人見町 (人見町9番)	S58	4階建 3DK	6	6	6	4.5	18,400~36,200	有	有	有	
		6階建 3LDK	7.5	6	6	4.5	20,800~40,900				
サニータウン みはら (美原4丁目23番)	H4	3階建 2LDK	13	6	6		21,800~42,800	リース	有	無	
			17	4.5	4.5		22,800~44,800				
		3階建 3LDK	15	6	6	5	24,800~50,800				
		3階建 3LDKM 1-101,2-104 3-104	15	6	5	4.5	27,400~54,900				
住吉 (住吉町7番)	H11	2階建 2DK	6	6	6		16,500~32,400	有*1	有	無	○
宝来 (宝来町15番)	H11	3階建 2DK	A1	7	6	6	17,200~33,700	有*1	有	無	○
			A2	6	6	4.5	16,600~32,600				
		3階建 2LDK	11.5	4.5	4.5		20,800~41,000				
ガーデンヒル 旭岡 (西旭岡町2丁目 52番)	H12~14	平屋建 2LDK	12	6	5.5		18,300~36,800	有*1	有	無	
			11	6	6	4.2	21,400~43,000				
		3階建 3LDK	13	4.5	4.5	4.5	25,200~49,500				
的場町 (的場町20番)	H12~14	3階建 2DK	6.2	5.5	5.2		18,400~36,300	有	有	無	○
		3階建 2LDK	9	5.6	6		23,600~46,600				
		3階建 3LDK	9.5	6	5.8	5.6	28,000~55,200				
日吉町 (日吉町3丁目27)	H14	5階建 2DK	6.5	6			20,400~40,000	有	有	有	
		5階建 2LDK	9	4.5	4		24,100~47,300				
		5階建 3LDK	9	5.7	4.5	4	28,700~58,000				
東坂 (弥生町1番)	H14	3階建 2DK	7	6	4.5		19,900~39,100	有	有	有	○
		3階建 2LDK	9.6	6	4.3		24,100~47,400				
		3階建 3LDK	9	6	4.6	3.4	28,200~55,000				
高田屋通 (東川町11番)	H16	5階建 2DK	7.8	6.7	5.3		18,800~38,600	有	有	有	○
		5階建 2LDK	11	7.2	5.7		24,000~47,100				
		5階建 3LDK	10	6	5.7	5.5	28,200~55,300				
旭森 (旭町8番)	H16	5階建 2DK	8.8	6	5		20,300~40,100	有	有	有	○
		5階建 2LDK	8.8	6.6	5		24,200~49,700				
		5階建 2LDK	13.7	7.9	5.3		28,500~56,000				
		5階建 3LDK	12.5	6	5.6	4.5	28,800~57,000				
であえーる 大森浜 (東川町18番)	H21~ 23	5階建 2DK	11	7			18,500~36,700	有*1	有	有	○
		5階建 2LDK	19	7	5		27,300~53,600				
		5階建 2LDK	10	7	6		22,200~44,000				
		5階建 2LDK	10	7	6		22,200~44,000				
		5階建 3LDK	13	7	7	5	27,300~54,000				
ガーデンヒル 旭岡第二 (西旭岡町3丁目 27)	H26~ 29	平屋建 2LDK	13.4	8	6		22,100~44,400	有*1	有	無	
		平屋建 3LDK	14	8	6	5.7	25,600~50,200				
ガーデンヒル 旭岡第三 (西旭岡町3丁目 27)	R1	平屋建 2LDK	12	7	5.2		20,600~40,500	有*1	有	無	

*1 給湯器はリース

*旭岡 S56,S59 → 77・78・88号棟

*大川町 4階建 82・87・91号棟 / 5階建 83・84・85・89・90号棟 / 7階建 86号棟 / 8階建 92号棟

道 営 住 宅 一 覧 表 (R2年度)

北 斗 市

団地名	建築年	構造・規模住室の概ねの広さ(畳)					家賃(円)	浴	駐	エレベータ	単
東 浜 (東浜1丁目)	S61	3階建 3LDK	10	6	6	4.5	17,200~33,800	リ-ス	有	無	
七重浜 (七重浜7丁目)	S63~H1	3階建 3LDK	10	6	6	4.5	21,500~43,600	リ-ス	有	無	
	H1~2	4階建 3LDK					21,800~43,900				
常 盤 (常盤1丁目)	H7~8	3階建 3LDK	10	5	4	6	21,100~41,600	有	有	無	
		3階建 3LDK	11	6	4.5	6	22,400~44,700				
	H9	6階建 2LDK	8	6	6		20,300~33,900			有	
		6階建 3LDK	8	8	6	6	22,800~44,700				
本町中央 (本町3丁目)	H10~11	3階建 2LDK	10	6	4.5		15,500~30,600	有	有	無	
		3階建 3LDK	10	6	4.5	4.5	18,400~36,300				
であえーる 新函館北斗駅 前 (市渡1丁目)	H29	10階建 2LDK	10	7	6		16,600~32,700	有	有	有	子育
		10階建 2LDK	10	7	6		16,600~32,700				一般
	R1	10階建 2LDK	10	7	6		16,800~32,900				子育
		10階建 2LDK	10	7	6		16,800~33,100				一般
		10階建 3LDK	8.5	6	6	5	20,700~40,700				一般

本町中央団地のガス給湯器は入居者が設置

七 飯 町

団地名	建築年	構造・規模	居住室の概ねの広さ(畳)				家賃(円)	浴	駐	エレベータ	単
梅の木台 (大川8丁目)	S60~62	2階建 3LDK	10	6	6	4.5	17,500~35,400	※	無	無	
グリーンヒルななえ	H8~9	3階建 3LDK	12	6	6	4.5	22,900~47,100	有	有	無	

※梅の木台団地の浴槽・風呂釜・TVアンテナは入居者が設置

グリーンヒルななえ団地のガス給湯器はリース

(一財) 函館市住宅都市施設公社

道営住宅位置図



- | | | |
|------------------|--------------|------------------|
| 道営住宅（函館市） | | 道営住宅（北斗市） |
| ① 田家町 | ⑬ サークンみはら | ⑫ 東浜 |
| ② 谷地頭町 | ⑭ 住吉 | ⑬ 七重浜 |
| ③ 日吉町、日吉町 A | ⑮ 宝来 | ⑭ 常盤 |
| ④ 上湯川 B | ⑯ ガーデンビル旭岡 | ⑮ 本町中央 |
| ⑤ 弥生町 | ⑰ 的場町 | ⑯ であえーる新函館斗駅前 |
| ⑥ 船見町 | ⑱ 東坂 | |
| ⑦ 東川町 | ⑲ 高田屋通 | 道営住宅（七飯町） |
| ⑧ 旭岡 | ⑳ 愛宕 | ⑳ 梅の木台 |
| ⑨ 駒場町 | ㉑ 旭森 | ㉑ グリーンビルななえ |
| ⑩ 柳町 | ㉒ であえーる大森浜 | |
| ⑪ 大川町 | ㉓ ガーデンビル旭岡第二 | |
| ⑫ 人見町 | ㉔ ガーデンビル旭岡第三 | |

